

第1章 総則

第1条 (約款の適応)

1. このえがおサービス利用契約約款(以下「本約款」という)は、株式会社えがお(以下「当社」という)と、サービス申込み契約企業・個人(以下「契約者」という)との間に発生する契約者が当社が管理するホームページ、ドメインを利用したサービスの利用に係わる一切のサービス(以下「本サービス」という)に対して適用するものです。
2. 契約者は本サービスの申し込みの前に必ず本約款の内容を確認し、承諾したものとします。したがって、本サービスの利用は本約款の内容を契約者が承諾していることを前提としています。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、契約者の了解を得ることなく(予告もなく)本約款を変更することができるものとします。この場合に、本サービスの利用条件は、変更後の本約款によるものとします。
2. 変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除き、当社のWebサイト上のいずれかに表示した時点より、又は電子メールによる通知の場合は契約者へ到達した時点で、効力を生じるものとします。

第3条 (約款の成立)

1. 本サービスの申し込みは、当社指定の方法に従ってこれを行うものとします。
2. 本約款の効力は、契約者が前項の方法により本サービスを申し込み、当社がそれを承諾した時点で発生するものとします。

第4条 (約款の有効期間)

1. 当社が提供する本サービスの最低利用期間は、本約款成立時に当社と契約者が別途定めた期間とする。
2. 本約款の有効期間は、本約款成立日から起算して当社と契約者の間で決められた本約款の有効期間満了日までとする。
3. 当社または契約者から本約款の有効期間満了前までに本約款を更新しない旨を当社が用意した所定の用紙に記入し、その意思を郵送またはEメールで伝えた場合および第8条第4項の規定に基づき更新料金を支払わない場合を除き、本約款は更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

第2章 利用規約

第5条 (本サービスの利用)

1. 契約者は本約款成立後、当社が提供した本サービスをすべて利用することができるものとします。
2. 当社は、サポートの一環として新サービスの紹介、手続方法の変更および契約者にとって有益と判断した情報を記載した電子メールおよび郵便物等を契約者に送付することができるものとします。契約者はこれを承諾し、受領するものとするが、契約者の希望によりその送付を停止することができるものとし、この場合契約者は、当社が定める送付を停止するための手続に従い電子メールおよび郵便物等の送付を停止するよう申し出るものとします。
3. 契約者が本サービスを利用し情報発信する場合、契約者は、経由する全てのネットワークの規則及び当該情報を受信する各国の法令等による規制を受けることを理解し、その遵守に責任を負うものとします。
4. 契約者はインターネットの利用上の習慣に従い、第三者と共有するインターネットを相互に快適に利用することにつとめるものとします。
5. 契約者は本サービスの利用に際し第三者による不正アクセス、情報破壊行為、情報を不正に取得する行為等を認識

した場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

第6条（本サービスの開始日）

1. 本サービスの開始日は、本約款の成立日（締結日）の後かつ当社が別途定めた方法によってドメインの取得完了日をもって本サービスの開始日とする。
2. サービス利用開始日と、ドメイン取得日とがずれることがあることを契約者は了承したものとします。また、ドメインネームサービスの性質上、ドメイン取得完了日から一定の時間（最大でおおよそ48時間程度）はご利用できない場合があることを了承したものとします。

第7条（ドメイン名及びIPアドレスの特定について）

1. 契約者が本サービスにおいて使用するドメイン名は契約者の希望するものを尊重し、当社が取得可能なものから協議のうえ選定するものとします。IPアドレスについては当社がこれを指定するものとします。
2. 契約者がすでにドメインを保有しており契約者の希望がある場合、当社規定のサービス設定料金にて、ドメイン名を登録することができます。
3. ドメイン名を追加登録する場合は当社と協議のうえ、当社規定のサービス設定料金にて、ドメイン名を追加登録することができます。
4. 契約者の申請に基づき当社が申請代行して取得したドメインについては、その所有権は契約者に帰属します。ただし、契約者が希望する場合に限り、所有権を当社に帰属する場合があります。

第3章 料金

第8条（料金の支払い）

1. 契約者は、当社に対し、当社が別途定めたサービス利用料金（初期料金・月額料金含む）およびこれらにかかる消費税（地方消費税を含む）相当額を、当社が別途定めた方法によって、当社が別途定めた期日までに支払わなければならないものとします。また、契約者の当社に対する支払義務は、第2章第6条に規定された日（更新の場合は更新日）より発生することとします。
2. サービス利用料金（月額料金）の支払期日は、毎月10日とし、同月利用分の支払期日とします。サービス利用申込書と銀行の自動振込みサービスを利用する事とし、当社からの請求書は発行しないものとします。
3. 本条第1・2項の支払につき、契約者は、現金を当社指定の銀行口座に振り込むことによりを行うものとします。なお、支払いにかかる手数料は、契約者の負担とします。
4. 本サービスの利用開始後は、理由の如何にかかわらず当社は受領した本サービスの利用料金を返金しません。
5. 本約款の有効期間満了時において、契約者は、当社により定められた本サービスの更新料金を、当社により定められた期日までに振り込むものとし、契約者が当社により定められた期日までに更新料金を振り込まなかった場合には、当社は、契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。なお、契約者から当社に対する更新料金の支払方法については、本条第3項の方法によるものとします。

第9条（料金の改定）

1. 当社は、契約者に対して本サービスを提供した後に本約款の有効期間内におけるサービス利用料金の改定を行わないこととします。ただし、本約款更新時においては、当社はサービス利用料金の見直しを行い、改定する必要があると認めるときには、当社はこれを改定することができるものとします。

第10条（料金の支払日）

1. 契約者は当社より定められたサービス利用料金を、当社に対して本約款成立（締結）時に支払うものとします。

2. 更新については、当社が定めた期日までに契約者がサービス利用料金を支払うこととします。

第11条（違約金及び遅延損害金）

1. 契約者が利用料金の支払いを不法に免れた場合、契約者は、免れた額の2倍に相当する額を違約金として別途支払うものとします。
2. 契約者が本サービスの利用規約に基づく金銭債務の履行を怠り支払いが遅延した場合、契約者は当該遅延期間について年率14.5%の遅延損害金を別途支払うものとします。
3. サービス利用料金の支払が滞り、当社からの請求書により支払いを促す場合、また、複数月分まとめて請求する場合は、事務手数料とし20,000円/月を加算します。

第4章 契約者の義務

第12条（情報などの提供）

1. 契約者は本サービスの利用にあたり当社が指定する契約者の情報（以下「契約者情報」という）について正確かつ真実の情報を所定の方法により提供するものとします。
2. 契約者は本サービスに必要な書類を当社の定める書式、方法及び期日にそって提出するものとします。なお、当該書類の提出にかかる費用は契約者の負担とします。
3. 契約者情報に変更があった場合、契約者は、当社の定める書式及び方法により7日以内に当社に到達するように通知するものとします。
4. 本条各項の違反に起因し発生した通知の不到達、サービス提供の遅延、その他契約者に生じる不利益について当社はなんらの責任を負いません。

第13条（ID及びパスワード）

1. 契約者は、当社が提供した管理者用アカウント、ユーザーIDおよびパスワード（以下「ID等」という）を自らの責任において管理するものとします。ID等を漏洩、紛失した場合は、速やかに当社に届けるものとします。
2. 契約者は、ID等により本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または重大な過失により、ID等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。
3. 契約者は、ID等が第三者によって不正に使用（以下「不正使用」という）された場合には、直ちに当社に対してその旨を連絡するものとします。
4. 当社は、ID等の漏洩、不正使用から生じた如何なる損害についても一切の責任を負わないものとします。ただし、当該漏洩または不正使用が当社の故意または重大な過失に起因する場合にはこの限りではありません。
5. 契約者の本サービス利用におけるセキュリティ確保の為、当社は、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話によるID等の確認または再発行の請求には、応じません。紛失等によりID等の確認または再発行が必要な場合、契約者は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

第14条（ドメインネームサーバの指定）

1. 契約者は、自らの責任において速やかに基本ドメイン名（契約者が本サービスの利用に際しその他利用するドメイン名がある場合は、本項の解釈においてのみ当該ドメイン名を含む）について、当社指定のネームサーバ情報を設定するものとします。
2. 契約者は、当社の事前の承諾なしに前項の設定を変更しないものとします。

第15条（データ等の保管およびバックアップ）

1. 契約者は、本サービスが本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険が存在するインターネットの通信網を介したサ

ービスであることを理解した上で、サーバ上において利用、作成、保管記録等するファイル、データ、プログラム及び電子メールデータ等の全て(以下「契約者保有データ」という)を自らの責任において利用し、保管管理し、且つ、バックアップをするものとします。

2. 当社は、システム保安上の理由等により、契約者保有データを一時的にバックアップする場合があります。ただし、当該バックアップは、契約者データの保全を目的とするものではなく、当社が契約者からの当該バックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、当社は、当該データの完全性等を含め何らの責任を負わないものとします。

第16条（その他の責任）

1. 契約者は、本サービスの利用に関連し生じた第三者との間の紛争または紛争のおそれ(以下「紛争等」という)の一切について、その性質にかかわらず、自らの責任と費用をもってこれを解決するものとします。
2. 契約者は、自らの責任と費用において、本サービスの不意の事故に備えた措置を講じておくべきものとします。

第17条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
 - (1)国内外の諸法令に違反するおそれのある行為
 - (2)当社または第三者の権利(著作権、商標権等を含む知的財産権、プライバシー権、肖像権、名誉権等を含むがこれに限りません)を侵害する、またはそのおそれのある行為
 - (3)風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年に有害な情報、日本国政府・地方自治体が推奨しないポルノや暴行などに関する情報、またはそれらに類すると判断される情報を発信する行為
 - (4)犯罪行為そのほかの違法行為を幫助、教唆、助長する行為
 - (5)不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、ウィルス発信行為、その他当社または第三者の運用するコンピュータ等に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - (6)「迷惑メール」を送信する行為
 - (7)その他公序良俗に反する、またはそのおそれのある行為
 - (8)公職選挙法に抵触する、またはそのおそれのある行為
 - (9)前各号のいずれかに該当する行為が認められる第三者のサイトへのリンクをはる行為。

第18条（利用制限）

1. 乙は、本サービスの利用に際し、以下の制限に従うものとする。
 - (1)契約者は、Java、PHP、及びPerlプログラム等の使用によって、当社が当社のネットワーク及び対象設備に悪影響を与えると判断した場合、契約者はそのプログラムの使用を中止しなければなりません。また、設備資源の利用量などが一般的な利用方法を逸脱しており、他の利用者との公平性を保つことができないと当社が判断する場合、契約者は当社の指示に従わなければならない。
 - (2)契約者が本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡できない。
 - (3)契約者は、本サービスを当社が提供している装置の中で使うことを条件として、当社が提供したプログラムおよび装置の利用権の一部を、第三者へ販売・利用許諾することができるものとします。ただし、契約者はサービス提供者が提供した本サービスの使用に関してすべての責任を負わなければならない。
また、契約者と当該第三者との間における販売・利用許諾に関する契約において、当該第三者にも本約款が適用されるものとしなければなりません。
 - (4)契約者は、当社の判断で当社の本サービスを妨げるとされる行為をしてはなりません。
2. 契約者が前項に掲げる制限に違反するなど本約款に違反することにより、第三者から甲に対して何らかのクレーム・請求・抗議などがなされ、当社に損害が発生した場合には、契約者は、当社に対してその損害を賠償しなければなら

ないものとする。

第5章 契約の変更

第19条（契約上の地位の譲渡）

1. 契約者は、自らの契約上の地位を譲渡することはできません。
2. 相続または法人の合併等により契約者の地位が承継されたとき場合、当該地位を承継した契約者は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。ただし、契約者が死亡した場合、当社は第27条第1項の定めにより利用契約を解約する場合があります。
3. 当社は、契約者に通知することにより利用契約上の地位を譲渡することがあります。

第20条（契約内容の変更）

1. 契約者が利用契約の種類及び内容等を変更しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対し変更を申し出るものとし、当社が当該申し出について承諾する旨の通知を発信した時に、変更の効力が生じるものとします。
2. 前項の変更により、本サービスの利用料金が減少する場合であっても、当社は支払い済みの利用料金の返還等はありません。
3. 第1項に定める変更により、本サービスの利用料金が增加する場合には、効力発生日より新料金を適応するものとし、その該当サービス期間における残期間分の金額(差額)を当社が指定する日までに支払うものとします。

第6章 サービスの停止等

第21条（契約者の帰すべき事由によるサービスの停止）

1. 当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用規約に基づくサービスの提供を何ら事前に通知または催告なく停止できるものとします。
 - (1)利用規約に基づくサービスの料金、割増金、または遅延損害金等を支払期限が経過してもなお支払わない場合
 - (2)第4章(契約者の義務)に定める義務に違反する、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (3)本約款に定める義務に違反した場合
 - (4)その他当社が契約者として不相当と判断した場合

第22条（サービスの緊急停止）

1. 契約者による本件サービスの利用が当社のシステムに著しい負荷や障害を与え、正常なサービス提供が行えないと当社が判断した場合、当社は、本サービスを強制的に緊急停止できるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
2. 前項の規定は、契約者による本サービスの利用が合法的かつ技術的に正しい内容で行われた場合であっても、あるいは、契約者の利用が当社のために違反しない場合であっても適用されるものとします。
3. 契約者が著しい損害を受ける可能性を当社が認識した場合、契約者に通告なく、本サービスの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることを承諾するものとします。
4. 契約者は、第1項及び第3項に定める緊急停止により契約者保有データが喪失、破壊される場合があることを理解し、当社に対し当該喪失、破壊に基づく損害賠償の請求をしないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。
5. 当社は、契約者からのサービスの緊急停止要請に関しては、原則としてこれを受付けません。
6. サービスの緊急停止をしなかったことによって契約者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第23条（設備等に起因するサービス提供の停止または中止）

1. 当社は次の各号の一に該当する場合には利用規約に基づくサービスの提供を停止または中止することがあります。
 - (1)当社または当社が利用するシステム、電気通信設備等の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2)当社または当社が利用するシステム、電気通信設備等にやむを得ない障害が発生したとき
 - (3)当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止または中止にすることにより利用規約に基づくサービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は前項各号の規定によりサービスの提供を停止または中止するときは事前にその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第24条（サービスの廃止）

1. 当社は、契約者に対し2ヶ月前までの事前通知をすることにより本サービスの一部または全部を廃止できるものとします。本項に基づく本サービスの廃止の場合、当該サービスにかかる利用規約は、サービス廃止の日をもって当然に終了します。

第6章 契約の更新及び終了

第25条（契約の更新）

1. 利用規約は、契約者から当社所定の方法により、当社の定める期日までに更新をしない旨の意思表示がないときには、同条件で更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 契約者は更新に必要な利用料金を、当社が別途指定する方法に従い、当社の定める期日までに支払うものとします。

第26条（契約者からの解約）

1. 契約者は、当社所定の方法により当社に通知することにより利用規約を将来に向かって解約することができます。
2. 第23条（設備等に起因するサービス提供の停止または中止）の規定に基づき本サービスが停止または中止された場合で、且つ、当該停止または中止により本サービスの利用目的を達成することが出来ない場合、契約者は、所定の方法にて当社に通知することにより利用規約を将来に向かって解約することができます。本項に基づく解約の場合、当社が契約者の通知を受領した日を解約日とします。
3. 契約者が第2条（約款の変更）に基づく本約款の変更を承諾できない場合、契約者は、所定の方法にて当社に通知することにより利用規約を将来に向かって解約することができます。本項に基づく解約の場合、当社が契約者の通知を受領した日を解約日とします。

第27条（当社からの解約）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には契約者に何らの通知または催告をせずに利用規約を解約することができます。
 - (1)第21条（契約者の帰すべき事由によるサービスの停止）第1項各号のいずれかに該当するとき
 - (2)成年後見の開始、または死亡のとき
 - (3)本約款に基づく義務を遂行することができなくなったとき
 - (4)本契約の履行に関し、不正もしくは不当な行為のあったとき、または本契約を維持しがたい不信行為があったとき
 - (5)仮差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別生産開始の申立があったとき
 - (6)公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7)手形、小切手につき不渡り処分を受けたとき、または支払いの停止があったとき
 - (8)監督官庁から営業停止もしくは営業許可の取消処分を受けたとき、または営業を廃止したとき

(9)その他資産、信用、または支払い能力などに重大な変更を生じたとき

第28条（契約終了後のデータ等）

1. 終了事由の如何にかかわらず利用契約が終了した場合には、当社はサーバ内に残存する契約者保有データを返還または保管等する義務を負わず、契約者に何らのつちをすることなくこれを削除できるものとします。
2. 前項に基づく削除によって、契約者が損害を被った場合であっても、当社は何らの責任を負わないものとします。

第7章 その他

第29条（返金）

1. 第8条第3項の定めにかかわらず、当社は、契約者に対し本サービスの利用料金を次の各号のいずれかに該当する場合にのみ返金します。なお、返金額の算出方法は、各号の定めるとおりとし、当該算出過程において生じる小数点以下は、その都度切り捨てるものとします。

(1) 第26条（契約者からの解約）の第2項もしくは第3項に基づく解約の場合、または、第24条（サービスの廃止）に基づく契約終了の場合

$$\text{返金額} = \text{月額費用相当額} \times 12\text{ヶ月} \div 365\text{日} \times \text{残存契約日数}$$

なお、残存契約日数は、解約日または終了日の翌日から契約満了の日までの日数をいいます。

(2) 第23条（設備等に起因するサービス提供の停止または中止）によりサービスが一時停止し契約者が24時間を超えて継続的に本サービスの利用が出来ない場合で当該停止が当社の単独の責に帰すべき事由による場合。

$$\text{返金額} = (\text{月額費用相当額} \div 30\text{日}) \times (\text{停止時間} \div 24\text{時間})$$

なお、返金額が一万円未満の場合、利用契約期間を停止時間と同等の時間延長することで返金に替えるものとします。

2. 契約者が解約日または利用不可能な状態が発生した日から1ヶ月以内に返金の請求をしない場合、当社は前項に定める返金の義務を免れるものとします。
3. 利用契約成立後、サービスの利用開始の起算日である翌月1日に当社の責に帰すべき事由によりサービスが利用開始出来ない場合、1日より実際にサービス利用が開始した日までの日数分、利用期間を延長するものとします。

第30条（秘密保持および個人情報の保護）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、または、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社は、契約者の承諾なく当該要請に応じ秘密事項を開示できるものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」及び「個人情報保護法」に従って取り扱います。
3. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）に定める開示請求があった場合、前2項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
4. 契約者は、当社が契約者に別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的で契約者情報および利用契約にかかる情報を利用することに同意します。
5. 第1項の定めにかかわらず、当社は、サービスの安定稼働、障害の解消またはセキュリティ確保のために必要な場合に限り、当社の選定する業務委託先、データセンターサービスを当社に提供する者（以下、総称して「委託先等」という）に契約者の利用するサーバ領域にアクセスさせ、または、契約者の利用するサーバ環境に関する情報を委託先等に対し提供できるものとします。本項に基づく情報提供等の際し、当社は、提供する情報等を必要最小限に限定し、且つ、委託先等に対し適切な秘密保持および個人情報保護の義務を課すものとします。

第31条（免責）

1. 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、有用性を有すること、及び、不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。
2. 本サービスの利用に生じる結果及び本サービスを用いて行った行為の結果について、その結果の如何にかかわらず当社は契約者に対して何らの責任を負いません。
3. 当社は、システムの過負荷、システムの不具合によるデータの破損・紛失に関して一切の責任を負いません。
4. 当社は、契約者による利用サービスの変更または解約などにより生じたデータの破損・紛失等について一切の責任を負いません。
5. 当社は、本サービスに関連して生じた契約者および第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。
6. 本条2項乃至5項の規定は、当社に故意または重過失が存する場合または契約者が消費者契約法上の消費者に該当する場合は適用しません。

第32条（損害賠償の制限）

1. 本サービスの利用に関し当社が損害賠償義務を負う場合、契約者が当社に本サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとします。

第33条（協力義務）

1. 本約款に定めのない事項について疑義が生じた場合、当社と契約者は、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第34条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本約款は、日本法に基づき解釈されるものとして、本約款に関する一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。